平成２７年（フ）第３６５号
愛知県稲沢市下津下町西１丁目155番地
破産者　原田　高志
1　決定年月日　平成27年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５７２号
愛知県津島市越津町字梅之木96番地１
破産者　川田　秀男
1　決定年月日　平成27年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７４３号
愛知県知多郡美浜町大字上野間字里屋敷18番地５　グリーンコート206号、従前の住所愛知県知多郡美浜町大字河和字六反田171番地７棟202号　山本律子方
破産者　ポーラ東雲営業所こと　鈴木　瑞子
1　決定年月日　平成27年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第８７４号
愛知県海部郡大治町大字花常字フケ81番地コージーテラスメイワ１Ａ
破産者　大森　啓士
1　決定年月日　平成27年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２１８号
滋賀県守山市浮気町321番地３駅前東住宅１―102
破産者　伊川　栄二
1　決定年月日　平成27年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第６２４号
京都市中京区麩屋町通二条下る尾張町218番地　エルコート御所南401号
破産者　夏山　福子
1　決定年月日　平成27年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第３０７号
兵庫県加古川市別府町西町５番地　エクセルⅡ―201号、開始決定時の住所神戸市長田区鶯町３丁目４番10号　エクレール鶯町302号
破産者　川西　康雄
1　決定年月日　平成27年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４４１号
神戸市垂水区城が山１丁目７番３―510号
破産者　八木　英明
1　決定年月日　平成27年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５３５号
神戸市垂水区西舞子３丁目16番17―２号
破産者　髙嶋　洋司（旧姓渡邊）
1　決定年月日　平成27年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２５５号
広島市中区舟入南３丁目５番17―201号、開始決定時の住所広島市中区江波西１丁目８番８号
破産者　ビストロ　ラ　ボヌールこと　惠木　雄也
1　決定年月日　平成27年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２１号
福岡県直方市古町４番25号
破産者　椛田食料品店こと　椛田　政子
1　決定年月日　平成27年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

平成２７年（フ）第２２号
福岡県直方市古町４番25号
破産者　椛田　博久
1　決定年月日　平成27年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

平成２７年（フ）第２５８号
鹿児島県鹿児島市向陽２丁目11番21号
破産者　山中　正行
1　決定年月日　平成27年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第２７３号
鹿児島県鹿児島市上荒田町３番10号（佐多マンション202号）
破産者　緒方　優範
1　決定年月日　平成27年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第２６号
宮城県東松島市上下堤字上北谷地25番地１上北谷地地区応急仮設住宅３－２号室、前住所宮城県桃生郡鳴瀬町野蒜字南赤崎10番地７
破産者　宮澤　賢治
1　決定年月日　平成27年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２６年（フ）第６１号
秋田県大館市早口字深沢岱36番地14
破産者　佐藤登志美
1　決定年月日　平成27年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２７年（フ）第５１１号
横浜市泉区和泉町7417番地１
破産者　山田　朋広
1　決定年月日　平成27年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２４５号
静岡県磐田市中泉2229番地４
破産者　小野田美惠子
1　決定年月日　平成27年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第３１３号
静岡県浜松市中区佐鳴台４丁目３番18号　コスモスビル３―Ａ、前住所静岡県浜松市中区蜆塚２丁目16番33号　レジデンス藤202号
破産者　与野木たつ江
1　決定年月日　平成27年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係